号外 第 13 号 平成 16 年 3 月 22 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

#### 目 次

## 則

- ○熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する
  - ··········(廃棄物対策課)
- ○熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃 ······(畜産振興課)

## 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則の改正に伴い、関 係規定を整備することとした。
  - この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則
  - 熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止するこ ととした。
  - この規則は、公布の日から施行することとした。

#### 規 則

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成 16 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第10号

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和 52 年熊本県規則第 51 号)の -部を次のように改正する。

第4条第2号中「第15条の2第1項」を「第15条の2の5第1項」に改める。

第5条第1項中「第4項」を「第6項」に、「第14条の3」を「第14条の2第3項」に 改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

- 第12条の2 法第15条の2の4の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理 する一般廃棄物に係る届出書(別記第8号様式の2)により行うものとする。
- 省令第12条の7の7第4項の規定による受理書(以下「受理書」という。)は、廃棄 物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理書(別記第8号様式の3)に よるものとする。
- 省令第12条の7の7第5項の規定による届出は、受理書を添付して産業廃棄物処理施 設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する変更(廃止)届出書(別記第8号様 式の4)により行うものとする。

第13条第1項中「第19条の5第1項」を「第19条の10第1項」に改め、同条第2項 中「第19条の5第3項」を「第19条の10第3項」に改める。

第14条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2項中「第16 条の登録証明書」を「第 17 条の登録証明書(以下「登録証明書」という。)」に改め、「。 以下「登録証明書」という。)を削る。 第 15 条第 1 項中「第 17 条」を「第 18 条」に改め、同条第 2 項中「第 18 条」を「第 19

条」に改める。

第 18 条の表 2 の項中「、産業廃棄物処理施設又は技術管理者」を「又は産業廃棄物処理 施設」に改め、同表3の項中「特別管理産業廃棄物管理票、産業廃棄物処理責任者若しく は特別管理産業廃棄物管理責任者に係るもの又は産業廃棄物処理実績若しくは特別管理産 業廃棄物処理実績」を「産業廃棄物管理票」に改める。

別記第8号様式の次に次の3様式を加える。 別記第8号様式の2(第12条の2関係)

## 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

木 圓 知 惠

平成 年 月 日

熊本県知事

様

**∓** □ □ □ − □ □ □ □

届出者 住 所

氏 名 印 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物について、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理 する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の 年月日及び許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (※)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15条の2第4項の規定により産業廃 棄物処理施設に係る同法第15条第1 項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の 見込み	

- 備考 1 申請者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は 不要です。
  - 2 ※欄は、産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量を記入してください。

### 添付書類

- 1 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5に規定する許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類
  - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の 処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく許可を受けたこと を示す書類
  - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号 第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
  - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証 の写し

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の3(第12条の2関係)

# 産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物に係る届出の受理書

平成 年 月

様

熊本県知事

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による産業 廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について、平成 年 月 日に下記のとおり受理しました。

住所・氏名(法人にあっては、主 たる事務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理 する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の 年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の4(第12条の2関係)

## 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出 に関する変更(廃止)届出書

平成 年 月 日

熊本県知事

様

T E L

届出者 住 所

氏 名 印 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出事項を変更(廃止) したので、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の2第3項 の規定により次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄	物処理施設の種類	
	物処理施設において処理 廃棄物の種類	
	医物処理施設に係る許可の .び許可番号	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更	(廃止)年月日	
変更	(廃止)の理由	

備考 申請者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は 不要です。

## 添付書類

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の2第2項の規定により交付された受理書

(日本工業規格A4)

別記第10号様式中「第19条の5第3項」を「第19条の10第3項」に改める。

別記第11号様式中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別記第12号様式中「第16条」を「第17条」に改める。

別記第13号様式中「第17条」を「第18条」に改める。

別記第14号様式中「第18条」を「第19条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第11号

熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則 熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則(昭和61年熊本県規則 第14号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。